（登録免許税法の一部改正）

第三十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六十二号の次に次のように加える。

六十二の二　適合一号特定技能外国人支援計画の実施に係る登録支援機関の登録		
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の二十三第一項（登録支援機関の登録）の登録支援機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第六十三号中「技能実習に」を「育成就労に」に、「監理団体」を「監理支援機関」に改め、「又は事業の区分の変更の許可」を削り、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改め、「又は同法第三十二条第一項（変更の許可等）の規定による変更の許可（同法第二十三条第一項第一号に掲げる一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。）」を削る。

別表第三の一の項の第一欄中「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構」に改め、同項の第二欄中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十二条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の四の項中「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構」に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に、「第八条第一項若しくは第十一条第一項の技能実習計画の認定」を「第十一条第一項に規定する育成就労認定」に、「第三十二条第三項」を「第三十二条第一項」に改め、同表の四十の五の項中「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構」に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改め、「若しくは第三十二条第一項」を削る。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第三十三条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二十七号中「除く。）、同法」の下に「第七十三条の二第一項（不法就労助長）、」を加える。

（日本語教育の推進に関する法律の一部改正）

第三十四条　日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「技能実習生」を「育成就労外国人」に改め、同条第二項中「技能実習生」を「育成就労外国人」に、「技能実習の」を「育成就労の」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三

食料供給困難事態対策法をここに公布する。

御名御璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十一号

食料供給困難事態対策法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（第三条）
第三章　特定食料等の需給状況に関する報告の徴収（第四条）
第四章　食料供給困難事態対策本部（第五条―第十四条）
第五章　食料供給困難事態対策（第十五条―第二十条）
第六章　雑則（第二十一条・第二十二条）
第七章　罰則（第二十三条・第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、世界における人口の増加、気候の変動、植物に有害な動植物及び家畜の伝染性疾病の発生及びまん延等により、世界の食料の需給及び貿易が不安定な状況となっていることに鑑み、食料供給困難事態に対応するため、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針の策定、食料供給困難事態対策本部の設置、特定食料の安定供給の確保のための措置等について定めることにより、食料安全保障の確保に寄与し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　特定食料　米穀、小麦、大豆その他の農林水産物であって、国民が日常的に消費しているもの又はその他の国民の食生活上重要なもの又は食品（全ての飲食物のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。以下この号において同じ。）の製造若しくは加工若しくは食事の提供を行う事業において原材料として重要な地位を占めるものその他の国民経済上重要なものとして政令で定めるもの（当該農林水産物を原材料として製造し、又は加工した食品であって政令で定めるものを含む。）をいう。

二　特定資材　特定食料の生産に必要不可欠な資材として政令で定めるもの（その原材料を含む。）をいう。

三　食料供給困難兆候　干害、冷害その他の気象上の原因による災害、植物に有害な動植物又は家畜の伝染性疾病の発生又はまん延その他の事象が生じたことにより、特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、特定食料の安定供給の確保のための措置を講じなければ食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難になると認められる事態をいう。

四　食料供給困難事態　特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる事態をいう。

五　食料供給困難事態対策　第六条第一項の規定により同項に規定する本部が設置された時から第十四条第一項の規定により当該本部が廃止されるまでの間（以下「本部設置期間」という。）において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、国がこの法律の規定及び次条第一項に規定する基本方針に基づいて実施する措置をいう。

六　指定行政機関　次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関